USPTO、小規模事業体資格などの虚偽主張に対する罰則運用を開始

2025 年 6 月 17 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTO は、6 月 12 日、小規模事業体や極小規模事業体資格に関して虚偽を主張した者に対して法定されている罰則規定[1]の適用を開始すると公表した[2]。

これらの事業体については、出願、審査、権利維持などの関係手数料について軽減措置が設けられているところ、事業体資格の虚偽主張に起因する USPTO における不当な減収を回避するため、罰則の適用に関する具体的な運用が開始されることとなる。

具体的な運用の内容は、以下のとおりである[3]。

- 事業体資格の虚偽主張により納付手数料が不足していると USPTO が判断した場合、暫定的に、手数料不足の通知とともに、罰金が科されるべきでないのであればその説明・証拠を求める指令が発せられる。
- 当該通知・指令に対して、出願人には応答期間として 2 か月間[4]が与えられる。
- 当該通知・指令に対する応答の内容などを踏まえ、USPTO は虚偽主張の有無を判断し、罰金を科す場合には罰金額を含む最終決定通知を行う（必要に応じて最終決定前に USPTO により追加の資料要求がなされる）。
- 事業体資格に関する主張が誠実な意思（good faith）のもとでなされたものでない限り、不足している手数料額の少なくとも 3 倍以上の金額が虚偽主張の罰金額として科されることとなる。
- 出願日に関係なく、2022 年 12 月 29 日以降に虚偽主張に基づく軽減手数料が納付された案件が罰金の対象となる。既に特許権の存続期間が満了している場合や権利放棄されている場合であっても対象とされる。

なお、虚偽主張に係る暫定的な通知・指令が発せられた案件については、審査順番待ちリストから除外され、手数料不足または罰金支払いの問題が解消しない限り審査されない。

（以上）

---

[1] 35 U.S.C. 41(j)および 35 U.S.C. 123(f)
[2] USPTO to assess statutory penalties for false assertions or certifications of small and micro entity status
[3] https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/og-uaia-2025-06-06.pdf
[4] 37 CFR 1.136(a)に基づき期間延長が可能。